

平成二十一年七月二十一日受領  
答弁第六七〇号

内閣衆質一七一第六七〇号

平成二十一年七月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

お尋ねのフジモリ氏についても、かかる方針に照らして、在ペルー日本国大使館を通じ、同氏の意向や健康状態を確認しており、このように政府としては同氏に対し適切な措置を講じてきているものと考えている。

在ペルー日本国大使館を通じた確認の具体的態様等、その詳細を公表することは、同氏のプライバシーにもかかわる事項であり、政府として明らかにすることは差し控えたい旨お答えしているものである。

二について

概ね良好であると承知している。